

受命裁判官認印

受命裁判官認印

## 第 2 9 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (ワ) 第 3 3 3 6 号
期 日	令和元年 1 1 月 2 8 日 午 後 1 時 3 0 分
場 所 等	福岡地方裁判所第 6 民事部準備手続室
受 命 裁 判 官	立 川 毅
受 命 裁 判 官	田 中 悠
裁 判 所 書 記 官	松 尾 浩 司
出 頭 した 当 事 者 等	原告代表者 朝見行弘 原告代理人 吉原洋 原告代理人 村上博紀 原告代理人 岡部信政 被告代理人 小山格

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

### 第 1 当事者の表示

福岡市博多区博多駅前一丁目 1 8 番 1 6 号

原 告	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
同 代 表 者 理 事	朝 見 行 弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	朝 見 行 弘
同	平 田 広 志
同	岡 部 信 政

同 村上博紀

同 吉原洋

福岡市博多区東比恵三丁目3番1号

被告 アプライド株式会社

同代表者代表取締役 岡 義 治

同訴訟代理人弁護士 田 邊 俊

同 小 山 格

## 第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状及び平成29年12月22日付け請求減縮の申立書（第2減縮後の請求の趣旨）のとおり

## 第3 和解条項

1(1) 被告は、「アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約」第12条第1項記載の中途解約違約金について、違約金額が契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20パーセントを超えない額となるように、前記会員規約を変更する。

(2) 被告は、併せて、申込みより6か月未満での解約については、第1項(1)の会員規約第6条第3項及び第4項に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを被告が確認した場合に限り、中途解約違約金を全額免除するという内容になるように、同項(1)の会員規約を変更する。

2(1) 被告は、前項記載の会員規約のほか、消費者からの月額料金を対価として、パソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを提供する契約に関する会員規約の中途解約違約金について、違約金額が契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20パーセントを超えない額となるように、会員規約を変更する。

(2) 被告は、併せて、申込みより6か月未満での解約については、パソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを消費者が一度も利用していな

いことを被告が確認した場合に限り、中途解約違約金を全額免除するという内容になるように、第2項(1)の会員規約を変更する。

3(1) 被告は、令和元年12月1日までを施行日として、第1項及び前項の会員規約変更を行う。

(2) 被告は、第3項(1)に基づく変更施行日以降に新たに契約を締結する場合及び同日より前に締結した契約を同日以降に解約する場合（消費者が解約を請求する場合も含む。）には、第1項及び前項により変更された規約を適用するのとする。

4 原告は、その余の請求を放棄する。

5 訴訟費用は、各自の負担とする。

裁判所書記官 松 尾 浩 司

これは正本である。

令和元年12月2日

福岡地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 松尾 浩

